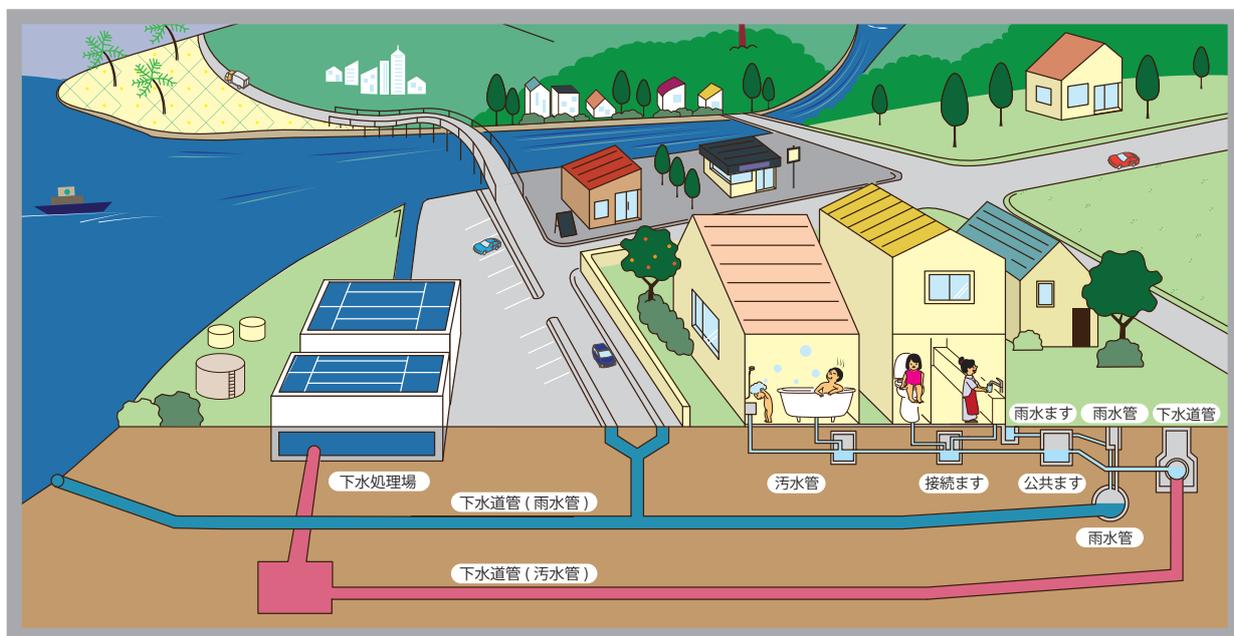


# 新居浜の下水道事業 を紹介します

生活排水や雨水の流れについて  
知っていますか？

上下水道局 企業総務課 ☎ 65-1330



## ◆ 汚水・雨水の流れ

家庭などから排出される汚水は、下水処理場で浄化してから放流することで、河川や海などの水質保全を図り、まちを清潔に保っています。下水処理場で微生物などにより時間をかけて汚水を浄化しています。令和2年度末の下水道（汚水）普及率は64・01%、整備面積は2千74ヘクタールとなっています。

一方、雨水は、降った雨を水路や雨水ポンプ場を介して河川や海へ排出し、浸水からまちを守っています。

## ◆ 下水道施設について

市が管理する下水道の施設は、汚水管44万8千673m、汚水マンホール1万7千340カ所、雨水管12万598m、雨水マンホール3千236カ所、汚水ポンプ場12施設、雨水排水ポンプ場37施設、下水処理場1施設。多くの施設を保有しています。

## ◆ 汚水共同処理施設の建設について

これまで、し尿や浄化槽汚泥は衛生センターで処理し、公共下水道は下水処理場で別に処理していました。コスト削減を図るため、下水処理場敷地内に集約処理できる汚水共同処理施設の建設を進めており、令和4年度から運用を開始する予定です。

この事業は全国でも先進的な取り組みとなっています。

## ◆ 防災・減災への取り組み

発生が危惧される大規模地震や豪雨災害の発生に備え、防災・減災への取り組みを行っています。下水道施設の耐震化を図り、また、指定避難所となっている小学校へは、災害時でもすぐに使用することが

とができるマンホールトイレの整備を順次進めています。



雨水管布設工事

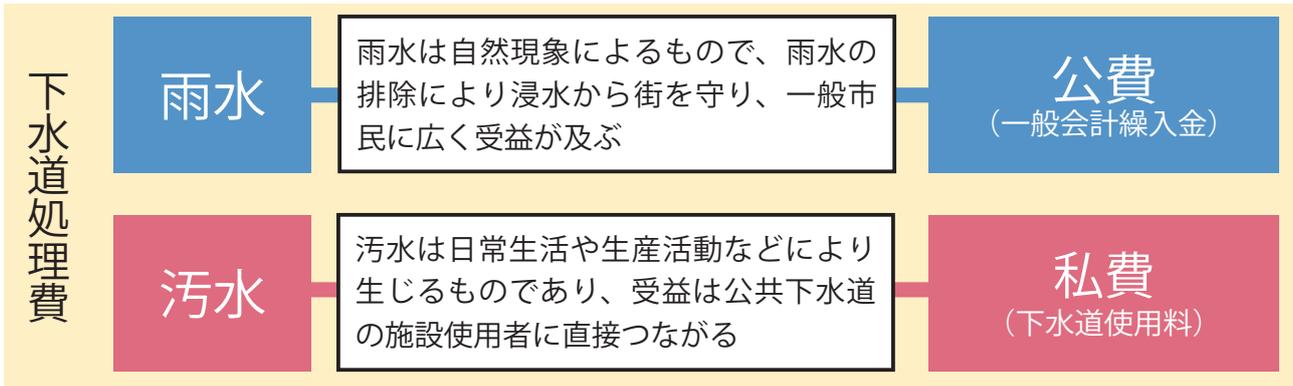


マンホールトイレの設置訓練

# 新居浜市の公共下水道事業について

平成31年4月より地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行しました。同じ公営企業会計である「水道局」と組織統合を行い、「新居浜市上下水道局」として安定したサービスを提供できるよう取り組んでいます。

## 下水道事業における費用負担の考え方（雨水公費・汚水私費の原則）



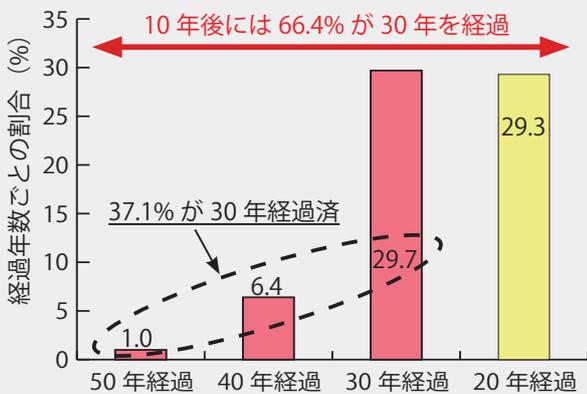
※汚水の処理に必要な経費は、可能な限り使用料収入により賄う必要があり、汚水処理経費に見合う使用料水準の確保が必要です。

### ◆ これからの 公共下水道事業

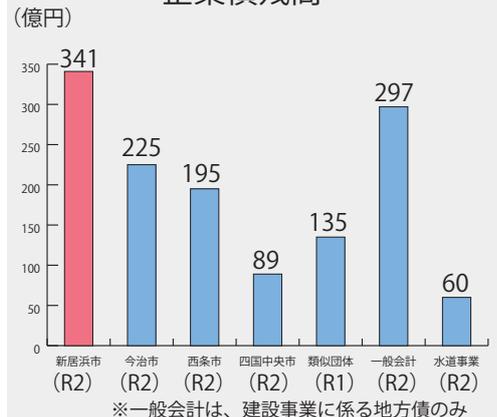
#### 課題① 施設・設備の老朽化

道路陥没などの危険性が増すといわれている30年を経過した下水道管は、市内では令和2年度末で約221km（37・1%）、10年後には約395km（66・4%）に上昇し、本格的な老朽化対策が必要な時期を迎えます。また、下水処理場施設・設備の約90%、雨水ポンプ場施設の約94%が耐用年数を経過しており、早急に改築・更新による老朽化対策を進めていく必要があります。

下水道管の老朽化の状況（令和2年度末）



#### 企業債残高



#### 課題② 多額の企業債残高

安定した下水処理や大雨などによる浸水被害を防ぐために、下水道管や雨水ポンプ場、下水処理場などの整備を積極的に進めてきた結果、令和2年度末の企業債残高は341億円と近隣市や類似団体と比較して多額となっています。将来の世代に過大な負担を残すこととならないように、企業債残高の減少を図らなければなりません。

#### 課題③ 厳しい経営状況

令和3年12月号でお知らせした水道事業と同じく、下水道使用料も人口減少や節水機器の普及などにより使用料収入の減少が予測されています。将来にわたって安定的に下水道事業を継続できるよう、事業運営について検討を行っています。